

工事現場内で新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応について

令和2年4月14日
一般社団法人 静岡県建設業協会

工事現場内で新型コロナウイルス感染者が発生した際には、各現場において下記取組の徹底を図り、工事現場内の感染症防止対策、健康管理及び安全管理に努めていただきますよう、よろしくお願いします。

記

- 1 保健所への連絡等
 - ・現場の所在地を管轄する保健所の指導の下、密に連絡・調整を行うこと
 - ・現場代理人は、電話等で感染者等の行動履歴等を聴取し、保健所等に連絡すること
- 2 発注者への報告等
 - ・速やかに発注者に報告すること
 - ・現場の施工を継続することが困難と認められる事情がある場合においては、工事の一時中止について発注者と協議すること
 - ・受発注者間で工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更等について発注者と協議すること
- 3 作業員の対応
 - ・保健所等の指導に従い、感染者は入院若しくは自宅療養を行うこと
 - ・濃厚接触者に特定された場合は、14日間の自宅待機を行うこと
 - ・濃厚接触者以外でも感染が心配される場合は、独自に自宅待機等の措置をとることが望ましいこと
 - ・感染者及び濃厚接触者は、保健所の了解を得た後、現場へ復帰すること
- 4 現場の対応
 - ・現場全体を直ちに閉鎖の上、保健所の指導を受け、消毒を実施すること
 - ・消毒完了後に安全点検を行い、現場を再開すること
 - ・現場再開後も、検温等の健康観察及びマスク等の感染症防止措置を徹底すること
- 5 その他リスクを軽減するための予防策
 - ・元請業者をはじめ、下請事業者や技能者等、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、①密閉空間、②密集場所、③密接場面（三つの密）を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動をとること
 - ・協力会社作業員の派遣、材料の確保・検査等に当たり、緊急事態宣言区域との交流を極力抑制すること